



NPO法改正と押印廃止のお知らせ

令和2年12月9日に特定非営利活動促進法を一部改正する法律が公布され、関係法令も改正されました（令和3年6月9日施行）。本紙では法改正のうち、全てのNPO法人のみなさまに関係する改正及び押印廃止についてお知らせします。

① 設立認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されました。



- 所轄庁が設立認証時に行う縦覧期間について、従来の1か月から2週間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります（法第10条第2項）。
- 認証・不認証の決定までの間、遅滞なく縦覧事項等が藤沢市役所ホームページで公表されることとなります（法第10条第2項・第3項）。

Q. 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか？

-A. 定款変更の申請（法第25条第5項）、合併の認証の申請（法第34条第5項）の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

Q. 軽微な修正の補正期間も短縮されますか？

-A. これまで、軽微な修正の補正期間は2週間でしたが、縦覧期間の短縮に伴い1週間に短縮されます（法第10条第4項）。

② 所轄庁による縦覧・公表、閲覧・謄写の対象から、個人の住所・居所についての記載が除外されました。



- 設立等認証の申請があった場合に所轄庁が縦覧させ、公表する「役員名簿」（法第10条第2項）
- 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」（法第30条）これらについて、個人の住所・居所についての記載を除くこととなりました。

☞ 公表等の除外に係る作業（黒塗り）は藤沢市が行いますので、これまでどおり住所・居所を記載して提出してください。

☞ 市がすでに閲覧に供している書類も、公表等の対象から除外されます。

Q. NPO法人が社員・その他の利害関係人からの請求に対し、「役員名簿」「社員名簿」を閲覧させる場合、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできますか？

-A. 所轄庁が閲覧させる場合と異なり、NPO法人が「役員名簿」「社員名簿」から個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできません（法第28条第3項）。

認定（特例認定）・指定特定非営利活動法人は、市民から請求があった場合に閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」について、個人の住所又は居所の記載を除くことができるようになりました。

（社員その他の利害関係人から請求があった場合には、広く市民から請求された場合と異なり、個人の住所又は居所についての記載を除いて閲覧させることはできません。）

③提出が必要な書類の一部への押印が不要となりました。



特定非営利活動促進法に基づき提出が必要な書類の一部（以下の枠内参照）について、押印が不要となりました。これまでの押印欄のある各様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができます。

| 様式名 | 様式名 |
|---------------------|--------------------|
| 様式第1号 設立認証申請書 | 様式第7号 解散認定申請書 |
| 様式第2号 補正書 | 様式第8号 解散届出書 |
| 様式第3号 設立（合併）登記完了届出書 | 様式第9号 清算人就任届出書 |
| 様式第4号 役員の変更等届出書 | 様式第10号 残余財産譲渡認証申請書 |
| 様式第5号 定款変更認証申請書 | 様式第11号 清算結了届出書 |
| 様式第6号 定款変更届出書 | 様式第12号 合併認証申請書 |

上記以外の書類の取り扱いについては、以下のとおりです。

| 書類名 | 取り扱い |
|---------------------|---|
| 1 誓約及び就任承諾書 | 署名（自筆）又は、記名押印（記名+実印+印鑑証明）が必要です。 ☞簡便な方法として、 <u>署名（自筆）</u> による作成を推奨します。 |
| 2 社員総会議事録 理事会議事録 | 議事録の作成については定款の定めによります。 ①「署名又は記名押印」としている定款の場合 署名（自筆）又は、記名押印（記名+実印+印鑑証明）が必要になります。 ☞簡便な方法として、 <u>署名（自筆）</u> による作成を推奨します。 ②「署名、押印」としている定款の場合 署名（自筆）+記名+実印+印鑑証明が必要になります。 ☞「署名、押印」としている定款をお持ちの法人は、必ず印鑑証明が必要になり、負担が大きくなることが予想されますので、押印不要とするため「署名又は記名押印」への定款変更を推奨します。定款変更には、定款変更認証申請の手続きが必要ですので、市へお問い合わせください。 ※法務局への登記手続きには、押印のある議事録が必要となる場合があります。（代表者を登記する場合等）詳しくは、所管の法務局へお問い合わせください。 |

◆問い合わせ先◆

藤沢市役所 市民自治部 市民自治推進課
〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
電話 0466-50-3516 (直通)
F A X 0466-50-8407
E-mail fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp

